

【よくあるご質問(FAQ)】

看護学専攻科一般選抜

Q. 3年制の看護専門学校を卒業しています。出願資格⑥の「専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）」に該当しますか？

A. 該当しません。

看護学専攻科一般選抜学生募集要項における出願資格⑥は、専修学校専門課程のうち、修業年限が4年以上であり、かつ文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した方を対象としています。そのため、修業年限3年の専修学校専門課程を修了した方は、この出願資格には該当しません。

なお、「その他の文部科学大臣が定める基準」とは、看護師免許の有無や実務経験などの個人要件ではなく、専修学校専門課程に関する基準（総授業時数等）を指します。

ただし、修業年限3年の専修学校専門課程を修了した方であっても、その後^に大学を卒業した方又は学士の学位を取得した方は、他の出願資格により出願できる場合があります。

詳しくは、学生募集要項をご確認ください。

※上記以外の出願資格に該当する可能性がある場合や、本FAQに記載のないケースについては、

ご出願前に桑園事務室(so.kyomu@scu.ac.jp)へお問い合わせください。